

京都府乙訓郡上植野村役場日誌(2)

高久嶺之介
西村卓編

まえがき

今回の「乙訓郡上植野村役場日誌」(2)は、明治十八年一月一日から同年十二月一日までの分の翻刻である。明治十八年の記述はこの十二月一日で終わっている。

(2)の翻刻にかかわった氏名は以下の通りである(五音順)。

浅田朋子	氏本里美	梅本香織	大田夏穂	大利直
美籠谷直子	高久嶺之介	竹村房子	丹正貴和美	
辻本充子	西村卓	長谷川澄夫	長谷川武史	福井
徳子	安国陽子			
	若崎敦朗			

一、表記は原則として次のように統一した。

(1)原文に適宜読点、並列点を付した。

(2)使用字体は常用漢字とし、異体字・俗字・略字・

明白な誤字などはそれぞれの正字に改めた。ただし地名や人名に関するものはそのままにしたものもある。

(3)変体仮名は現行の字体に改めた。

(4)判読不能の文字は、字数の明らかなものは字数分を□で示し、字数の不明のものは「　」で示した。

(5)欠字・平出は一字あきとした。

(6)印は通常のものを(印)とし、角印は印とした。

印とした。

(7) 原本で日付の左脇に入っている頭注的な記載は、その日の記述の最後に（欄外）とし、「」中に記載した。

一、内容や形態を理解するために、次のように適宜注記を付した。

(1) 誤字・脱字・宛字などについて、適宜（）で傍注した。

(2) 意味が通じにくいが原本のままとしたものは（ママ）、原本の文字に疑問がある場合は（カ）、衍字と思われる場合には（衍）と傍注した。

(3) 本文以外の部分や異筆の場合は「」でくくり、（表紙）（朱筆）などと傍注した。

木課地理係り出張ニ相成候へ共、外村々帳面調中ニテ、翌三日ニ日延ニ相成事

三日 当事務所へ午前八時頃ニ兩人共出席ス、午十二時ヨリ永井一人組役場へ、京都府地理係り出張之処へ出頭ス、徵兵年當ル人明後五日午前ニ出頭スル様申達シ相成、午後四時帰宅ニテ早々本人へ報知スル事

同日、午後ヨリ小嶋氏向神社祠官宅へ集会ニ行事、然ルニ集合、談示之義、大祭除キ之外祭シ費トシテ郷中一統・宮總代ヨリ金五拾円決シ、但シ壹戸ニ付壹ケ年六錢之割ヲ以テ出金候事ニ決ス、同日夜伍長集会、右件咄シス

四日 総代兩名八時出席候処、地券下ケ渡シニ付大帳名前附換ス、小学校欠席御届ケ書認メ

二月一日 日曜午前八時頃ヨリ惣代兩人出席シ、色々調へ事ニ係リ、午後早々ヨリ水論之為ニ上久世河源へ組戸長外水論係リ六人共行、翌日二日十二時頃ニ帰村ス

五日 惣代兩名八時出席候処、野口常次郎ヘ出稼キ大西市之助ナル者呼ヨセ、村費・学校定則ヲ出サス事、

二日 午後一時頃ヨリ早々組役場へ出頭ス、京都府土

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

六日 総代両名共午前八時ヨリ出勤候処、水論委任状纏直し、布達号纏、地券下渡し受取帳ヲスル

七日 総代両名共午前八時ヨリ出勤候処、布告ヲ写、イ組始メ廻シ、就テハ午後永井治郎右衛門出頭可致、

清水弥右衛門件ニ付、大坂ヘ転籍之義ヲ過般返却候得

共、今回元方モ弥右衛門承知ニ付、再籍送り被下度ト

願出候事

八日 日曜 休

九日 午前八時頃出勤ス、午後五時頃ニ組役場ヨリ、
度旨申来リ、依テ水論係リヘ達ス
水論件ニ付明十日午前八時ヨリ井ノ内村実地見分致し

度旨申來リ、依テ水論係リヘ達ス

十二日 午前九時ヨリ水論係リ・惣代出頭ス、段々引合致し候得共、中飯津ノ平ニテ戸長共八人、午後ニテ又候引合ニ相成候共示談相付不申、夕飯同行津ノ平ニテ、午前二時頃ニ村内一統ヘ協議ニ帰村ス

十三日 午前九時ヨリ総代両名外水論係リ并ニ組長集会ス、午後四時頃ヨリ民秋・小野・和田、井ノ内地内上中ノ内ニテハ地価壹反分百円ニテ出来不申候ヘハ、

一切御断申上候様申参り候事

小嶋・清水・永井三人之者鳥好ニテ持居候処、右三人御断申、鳥好ヘ返ル事、其内戸長長谷川ヨリ津ノ平女

咄し之有、当村之義ハ井ノ内村水井戸下手ニ相頼候事、井ノ内村ノ義ハ一丁計り下ニテ相成様申居候也、段々津ノ平ニテ押引いたし候得共、何分戸長留主中ニテ日延ヲ願候テ帰宅ス、中飯・酒津ノ平七人、夕飯鳥好七人

十一日 紀元節休日也

中ヲ以テ二度咄ニ参り、其後使馬吉ニ右戸長ヘシバラ
ク御持被下様申遣し、早速右六人之者役場迄出頭ス、
中裁人ヨリ調印可致ス様戸長申置候へ共、右調印ハ御
断り申候事、夕飯鳥好六人、

合之上、富惣代日給ヲ拾三錢ト定メ、其後開札候処、
藤田重郎兵衛二十四枚、永井治左衛門二十一枚、兩名
ヘ高札ニテ依頼ス、尤承諾ニ相成リ候事
午前二時ヨリ井ノ内村出火、高張ヲ橋本藤吉弟辰之助
場所へ行事

十四日 午前朝ヨリ小の・民秋両名、寺戸村戸長宅ヘ
御尋ニ参ル事

惣代両名午前八時ヨリ出勤ス

午後一時頃ヨリ郡役所ヘ小の・永井・小嶋・民秋・清
水五名出頭候処、郡長ヨリ説論有(論)之、成へく丈不少ス
ル様被申、何分和田當病ニテ帰村之上協議ヲ致し、十
六日午前ニ御返し申上ル事

十五日 午後二時頃井ノ内村井筋件ニ付、寺戸村岡崎
始メ長谷川両君、惣代永井宅ヘ御迎來ニ相成、実地之
処、中ノ取口ヨリ下ノ出口ハ井ノ内村ヨリ申来ルト、
当村之中ノ処ノ又中ヘ出ス事ヲ被尋置、午後五時ニ退
席ス

同日、午後七時頃ヨリ組長、惣代小の君ニ依頼シテ立

十七日 午前八時頃ニ惣代武名外水論係リ小の・民秋・
清水五名之者、郡役所九時頃ニ出頭シ、加藤殿ヨリ現
揚相見ヘ、五名ニ向井、該村示談之義ハ何為ニ候哉ト
御尋ニ付、当村口仲候ニは、右下場所ニテハトテモ承
服不致、難困ヤル致し方も無御座候ト御断申述、隨テ
加藤殿御咄シニハ、右場所ニテ承服致シ被下ズ候得は、

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

郡長并ニ加藤、各戸長殿ハ免職歟、又々辭職歟被致ルガ、何ト実ニ申訳ガ無之ト、段々五名之(マ)えセメカケニ相成候得共、致方も無之、郡役所ヨリ各人民え御説諭被下候様歟、致方も無之、然ルニ午十二時モ相廻リ候、依テ中飯ヲ致度ト口伸之上、向日町津の平ニテ五名之者飯ス、其後二時頃ニ郡役所ヨリ呼ニ相見ヘ、五名郡役所出席候處、當部内戸長ヨリ口伸被致候義ハ、該場所ハ(岡)国崎治郎左衛門殿ハシラズ候ニ付、一応中裁并ニ加藤并ニ上植の共々現場ヲ見ルコト、然ルニ小の・民秋・小嶋三名行、清水・永井両人は向日町ニテハカリ、三名行、現場行中裁、加藤(銘)名々色々々之御咄シ有之候得共、現場ニテ取消ス、其場所ニテ帰村ス

十八日 午前九時頃ニ五名之者當役場ニ出席シ願書ヲ認メ、午後一時頃ニ部内戸長役場へ出頭シ、戸長殿ニ咄シ請承、右願書ニ調印ヲ被下ト申述候處、戸長願書出スニハ不及、該村中裁ヨリ咄し之義、名々井ノ内・今里・上植の心腹ヲ聞ク、後廿四日中裁立会ニ相成様ニ有之ト戸長ヨリ請承、惣代兩人其儘帰村シ、当事務

所ニ小の・和田・民秋・清水へ右咄シ申述、承知之上様々咄シヲシ、午後五時ニ帰宅ス

十九日 午前八時ニ惣代出席シテ野口宗兵衛ヲ呼、大西市之介之諸係リ出シ金之義、前以其方様ニ咄シヲシ又候市之介ニも咄シヲシ、後承知之はづニ為居折候處、今ニ何之沙汰モ無之歟、何日哉御尋候處、宗兵衛より咄シ義ハ、市之介ニ於テ申述候ニハ、上田清兵衛方ニ巡査止宿ニ有之モ、私シ同様ト相考ヘ折ニ於テ、現存半係リニ致し吳様ト申折候ト宗兵衛より口伸ス、猶以巡査も一応取調之上後答ス

同日、午後一時頃ニ六人部是暉様事務所へ出頭シ、然ルニ先般宮惣代出席之際ニ盟約書ニ調印願度ト申上述候處、拙村ニ於テハ、右盟約書之通ニ出金之義ハ承知致シ折候得共、調印之義ハ御断申上候申調印不致、就テハ作十七年来ヨリ京都府下中之事ニ有之皇典公久分所有志之義、壱戸ニ付五錢ヅ、三ヶ年間出金之處、本年分(徵)調収被下致様ト御依頼ニ相參候、依テ惣代兩人段々御断ヲ申述候處、六人部申述るニハ、三ヶ年ニテ十五

錢宛割ハ十七年則約し、猶府下一般事故是非調取可願者ト口伸候也

其後三時頃ヨリ各組伍長ヲ呼、前日ニ戸長ヨリ請承ド
ブ酒井ニ諸通送リ状収税向キ甚々嚴敷説諭成、不日右
係リ役人見廻ニ相成様ニ請承折候、依テドブ酒鑑札代
八十錢相受候ハ、一名以下成則之通候、猶又諸通送リ
状ニは堅ク印紙張可様、伍長ヘ篤ト口伸候事

同日、四時頃ニ嶋坂中野氏出頭シ、惣代永井氏ニ水論
之事篤ト御聞シ被下候様ト依頼シ候、依テ通常咄し口
伸候事

午後六時帰宅ス

廿日 午前八時両名出席、植田嘉右衛門中小車披損願
認メ
(破)

同、植田林右衛門小学校就学願認メ

同日、午後宮惣代件ニ付、ヘ組伍頭呼、右惣代早速之
義ヲ咄シ致シ、投票多數、藤田重郎兵衛方ヘ篤ト咄シ

申上、承諾スル様伍頭ヘ申述候

同日、井晚鶴冠大庭甚之介敷地売買ニ付、券状裏書願、惣

代調印毫名ニ付却下候事、式名以上スルコト

同、種痘初種之者三名、明廿一日戸長役場へ出頭スル
コト

同、聯合町村會議員、過日免役願候処、一先返却ニ相
成候、廿三日向日町外五ヶ村聯合會議之コト

同日、午後七時頃ヨリ惣代式名外小の・和田・清水五
名集会候処、小の氏ヨリ戸長役場ニテ色々咄し請承、
猶又郡長之咄し有之、中野氏咄し有之候、依テ示談之
上各組伍長へ明夕小前寄よせ、且又委任状取コトニ決
ス

廿一日 夕七時ニ惣代式名外水論係リ四名早々ニ寄、
各組ヘ咄シニ参り、小前一統承服シ、其後伍長呼寄せ
篤ト咄シ致し置候、午十二時ニ帰宅ス
同日、午後惣代式名出席候処へ中裁多井氏出頭致シ、
色々様々之咄シ致居折候得共、シカト致シタル咄シハ
惣代ニ於テ不申候於テ午後五時頃ニ多井帰宅シ、其後
委任状篤ト調之上書面書換へ致シ綴コム

同日、村井孫右衛門牛車披損ニ付、御印押換ヘニ付書

面願書認メ

同日、永井善右衛門二男死亡ニ付、埋葬届ケ願来リ、
式通認メ

二十五日 惣代両名午前八時ニ出頭ス、に組学校定則
金受取、は組同断受取、布告受付ス、村方へ賃持大羽

甚助地券裏書願直ス事、
〔行挿入〕

「小西与八、辰之助妻離縁届認メル事」

る組・ほ組・い組學校定則金受取事、

都合シテ同日五時頃學校へ出金ス、永井・小の二名水
論件ニ付、岡崎・長谷川二君ヨリ色々咄し之有ニ付、
夕飯鳥好ニテ、午後八時ニ帰村ス

廿二日 日曜 午後三時頃ヨリ京都土木掛リ村木氏
外一名、開発林之地ニ付出張ニ相成丈量ス、午後六時
頃ヨリ向日町富永屋席へ惣代両名行、昨十七年六月之
地価修正願ニヨリ其儘ニテ東京ヘ廻ス事

二十三日 永井ハ休、小嶋一名ハ向日町外五ヶ村戸長
役場費之件ニ付聯合会ニ行、午後六時ニ帰村ス、學校
会之咄シ有之候へ共、猶後会之事ニ廻ス、後会日限ハ
本月廿七日ニ相成候也

二十六日 午前八時頃ヨリ永井出頭、永井平左衛門娘
こと届ヲ認メル事、森好松妹こと中試檢証書本人へ下
ケ付ス

二十四日 惣代両名共午前八時ニ出頭ス、永井平左衛
門・小野五郎兵衛・前田幾太郎三戸ノ縁付ニ付、戸籍
附替願認メ候事、へ組学校定則金受取事、午後五時ニ
退席ス

二十七日 午前八時ヨリ永井出頭ス、中小路むめ飲食
店算業願書認メル事、午後早々小学校建築ニ付、聯合
議員十名・戸長・學務委員共相談会ヲ開会シテ、学区内
内協有金之内六百円ト、外ニ部内一戸ニ付五拾錢出し
之金以テ増築仕、皆建上ル事ニ決議ス、同日夜午前二
時頃ヨリ帰村ス、其時戸長長谷川君ヨリ水論之事両村

ニ於テ折合不申候、依テ明後々三月一日加藤君・藪之内・多井・戸長長谷川君両四名之者、両村願書ヲ以テ上京出府致ス様御咄し有之、同日帰村之上水論係リ民秋・和田・清水集会ス、小の君ハ同日京行之事故ニ不参ス、惣代都合五名集会ス、夜飯ハ米壹升五合役場でいニかり、たイテ食ス、午後四時五十分ニ帰宅ス

「(挿込文書)牛車修繕ニ付再検御願

乙訓郡上植野村第六拾七番戸

第五百式十八号

山口九右衛門

一牛車 壱輛

右之車從來所持龍在候処及破損、今般修繕仕候間、御再検被成下度、此段奉願候也

右願人

明治十八年七月廿五日 山口九右衛門(印)

乙訓郡長太田為善殿

二月廿八日 午前八時頃ヨリ六名打より段々示談候処、西原代言人へ右事件カンティス、民秋・和田・永井三

名大仏正面之橋詰島田やニテ中飯ス、代言人所名ヲ尋ルニ、又外ニテモたすね、神戸カ大貝カ高知カ三名之内ニテハ宜敷ト被申候故ニ、神戸ヘ行候処、外ヨリ手続無之故ニ取合モ無之、依テ富小路竹屋町上ル野村福□方ヘ尋ニ参り候処、大貝ヘ右野村氏連テ大貝宅ヘ罷出候、其時御咄しハ、願書ハいらぬ物ト被申、何分ノ不服之角ヲ以テ申居様被申、京都府ヘ呼び出しニ相成候共、不服之角ヲ可申様被申、依テ其積リ、又五時頃ニ小島君・清水君両人、永井居カト大貝宅ヘ尋ニ被參、其後五名共ニ大貝氏ノ咄しヲ聞ニ加ハリ、退席七時十分頃ニナル、其返リハ三条小橋ヨリ京都ステンシヨ迄人力ニテ返ル、シマイ之氣車ニテ返ル、しま坂鳥好ニテ夕飯ス、右五名凡十二時ニ夫々帰宅ス

三月一日 午前八時頃ニ惣六名集会ス、外ニ小嶋久左衛門ヲ呼出しテ、共ニ相談ス、書面出サス之事々ハリニ午後早々小の・民秋、長谷川宅ヘ行事、午後惣代両名事務所詰之事

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

二日 午前八時ヨリ惣代名出頭ス、午前九時ヨリ神足
村種痘医宇田弘君出張ニ相成、衛生委員も同様出頭之
事、種痘ハ午後一時終
午後四時ヨリ清水・和田両名都合五名協議ス、午後七
時ヨリ小しま久左衛門六名相談ス、不服之願ヲ出ス事
ニ定リテ、午後八時ヨリ民秋宅ヘ永井・小嶋・清水三
名之者相談ニ参り、返リテ不服書ヲ認メ調印ス、午後
十時式十分ニ退席ス、夕飯事務所ニたく

三日 午前七時ニ永井出頭ス、同四十七分小の出勤、
外四名之者揃、色々示談致シ候上、願書認メ直シ、中
飯当事務所ニテ飯ス、其後久左衛門モ出頭シ色々談合
之上、午後四時頃ヨリ永井・和田・小島三名上京致シ、
大源野村方へ一先御断申御礼為「金壱円封」^(攝入)夕方行、
色々咄シ承、其後三条万ヤ一泊シ、明日四日朝、和田氏
大源大貝方ニツ、取ニ行、大貝ヨリ咄し承、其儘京都
府ヘ右願書差出シ候処、受付ニ於テ部内戸長調印無之、
仍テ受付致シ不呉、種々申立候得共、中々受付ニ仍テ
成規之はづれ候、仍テ受付致シ不呉候、其日早刻戻り

四日 右願書受付無之、仍テ午前十一時頃ニ当事務所
戻り候処、清水・民秋両名出席ニ罷在、何トナレバ小
の氏ヨリ清水方へ書面參り、文面ニは、今日京都府
^(未脱力)士課係り出張有之候、仍テ其心得内々御通知被下候、
書面ヲ広ケ折候処、^(居)京行三名之者其場ヘ帰り、種々談
合之上、若官員ヨリ現場ニ出席可致様ト被申候テハ誠
ニ都合凶ク候故、^(敢脱力)不取法華寺え行折候ト談合シ、中飯
法華寺ニテ飯シ、午後同席ニ折、夕飯も法華寺ニテ飯
ス、其時小の氏戸長役場ヨリ帰村シ法華寺出頭被致、
種々御咄し承請、名々帰宅シ候也。

五日 惣代両名出席シ、種痘証^(符)府取調、且又府会議員
撰挙名取調、寺方学校費取シ遣シ、ほ組伍長件ニ付、
小林半兵衛呼改撰票事咄し致シ、其後開田村長岡之鮒
伊出頭シロ伸スルニハ、林吉之本籍ハ當村ト承、実ニ
^(達カ)間替無之歟ト御尋來り候処、是迄ハ自前当村籍ニ候処、
自今組役場ニ相成候テハ如何候哉も難計候、篤ト聯合

戸長役場ニテ御尋相成様申置候

六日 惣代二名出頭ス、小学校定則地係りノ地価下調
ヘヲ致候、外ニ色々小前ヨリノ願書ヲ認メル事

七日 惣代二名八時出頭ス、小の五郎兵衛半一郎妻結
婚届ケ認メ、前田幾太郎長子はや廢嫡願ヲ認メ、
(マコ)自首書ヲモ認メ、午後組役場へ差出し候處、落印ニテ返却

木切ル事、借家かし主ヨリ係り金トル事

(ママ) 一八日 日曜 種痘医出張ニ相成、當衛生委員モ同様

午前八時ヨリ永井一名出席ス、小嶋久兵衛ニ係ル自首

書ヲ造り、小嶋氏へ書面ヲ付差送ル事、同日午十二時
ニ退席ス、永井治郎右衛門中小車破損ニ付印押換願
ル事

長瀬被渡、外ニ寺院墓地々券下渡し之願書ニ係り候事
十日 午前八時頃ヨリ惣代両名出頭ス、右切府^(配)担当ス
ル事、寺院墓地券証下ケ渡し願ニカヽルコト
同日、組々ヨリ協議ノ上、小前印形ヲ取り事務所へ持
参之事
同日、戸長役場費切符戸前へ発達ス
十一日 休

十二日 早刻ヨリ惣代両名出頭し、戸長役場ヨリ上納
切符外ニ色々達し有之候ニ付、開田村射熊植田林吉之
事ニ付出頭ス、村中一統ヘ租税之義ハ廿七日ト相成候
趣キ申遣し候也

十三日 惣代両名午前七時ヨリ出勤シ、戸長役場協議
費寄ル事、午後六日迄相掛り候也

同日、寺院より墓地券願ニ調印之上受付スル事

九日 午前八時ヨリ惣代出頭ス、戸長役場ヨリ協議費

十四日 午前八時ヨリ惣代両名出勤シ、十三日寄金ヲ

調べ、午後一時ヨリ小しま君ニ役場へ持參スル事、午

後六人部氏天皇(皇典講究所)署之有志之金ニテ出頭ニ相成候事、午後六時ニ退席ス

廿日 休、春季皇靈祭ニテ休日也

廿一日 午前八時惣代兩人頭(マミ)来し、上納切府組(カミ)各村伍長へ遣し、并儲蓄米入札米仲買相達シ、并ニ種痘名簿受取、午後六時退席ス

同日、過日廢嫡差出し候処、返却相成認メ直し該家へ遣し候コト

十六日 午前八時ヨリ両名共出頭ス、地租上納切府組(カミ)

役場ヨリ来ルニ付色々談示も有之、午後六時ニ退席ス

十七日 午前八時頃ヨリ惣代両名共出頭ス、寺院墓地券願出ス、小しま久兵衛開墾地価修正願出ス、午後六時退席ス

廿二日 午前九時頃ニ出席シ、事務之義は、同日七時頃ニ戸長役場ヨリ當業人名之者え証券印税本郡内廿五日出張ニ相成候於テ、明廿三日所有帳簿取纏之上、戸長役場へ差出へく様達し有之、早速當業人呼よせ判取帳有無共一順咄し致し候、当日凡十八名當業人來り候、午後六時退席ス

同日、森源之介小学入校願依頼し認メ遣し候コト

十八日 休

十九日 午前ヨリ小しま君夫人出頭、午十二時退席ス、午後四時頃ヨリ示談ヲ致シ、掃除口達ス、春季皇靈祭ヲ休ヲ約ル事

廿三日 午前七時出席し、前日當業人残り人名来り、右判取帳咄しヲシ、然ルニ明瞭成ルコト不訛故、永井氏戸長役場へ八時頃ヨリ右帳簿持調有タケ持參シテ尋

ニ出頭候処、戸長ニ於テ明瞭成ルコト不訛

同日、和田伊兵衛長女かね出産ニテ報告依頼來り候、
認メ遣し候コト

二十四日 午前第八時ヨリ永井出勤ス、永井治右衛門

中小車破損ニ付、印押換願ヲ認メル也、判取帳弥三兵

衛・太左衛門・永井九郎、三冊組役場差出ス事

二十五日 午前八時組役場へ両名頭来シ、営業人染物
屋・酒屋三名・岸部うの五名印紙帳并ニ通持參ニテ一
覽見セ候上、相違之文字有之ニ於テ持帰り(訂)停止致し、
早速本人ニ持セ遣セ候コト

同日、ツキイド直シ、清七・熊五郎両名雇入レ、惣代
拝見致候コト

二十六日 同時惣代兩人并ニ伍長出席シ、水神祭仕候、
中飯事務所ニテ名々飯シ、(鉢)惣名午後五時退席ス

小学校定則金持參之事、永井治右衛門実印破損ニ付改
印届ケ認メル也、永井新右衛門商業鑑札廢業之届ケ認
メル事

リ小の氏・安田氏兩人取纏メニ出張ニ相成、中飯當役
場ニテ飯シ、就テハ惣代事務ハ小学校經費取纏メ勘定
之者、組役場ヨリ達シ來リ、該人出頭致ヘく様通知被
致し候コト

同日、営業人永井いと・植田三右衛門・小林留吉三名
之者、組役場ヨリ達シ來リ、該人出頭致ヘく様通知被
仕候コト

同日、午前九時頃ニ営業人數名至急印形持參ニテ早速
持參可致様達シ來リ候処、永井氏該人引ツレテ組役場
出頭被致候上、右名々判取帳ソナヘ置候コト

二十八日 午前八時ヨリ惣代両名出勤ス、組役場ヨリ
鎌田与藏・上田三右衛門・永井新右衛門三名呼出し御
達音通來リ、午十二時頃ニ小の五郎右衛門・乗願寺・
前田幾太郎共組役場ヨリ達書三通來リ、只チニ該家へ
達ス

二十七日 同時兩名出席シ、当日地租稅ヲ戸長役場ヨ

二十九日 日曜休

願書認メルコト

三十日 午前八時頃ヨリ惣代両名出勤之事、小野利右
衛門、山ノ下^(製地)ニ係リ候事、外ニ當業へ判取帳ヲ渡
ス事

二日 午前第八時ヨリ総代両名出勤ス、植田清次郎三
女すヘ死亡ニ付埋葬届ケ認メルコト

三日 神武天王祭^(皇) 休

四日 日曜、午前八時頃ヨリ惣代両名出勤ス、裂地
券裏書願出スコト、字山之下荒地券洩落
(書脱れ)
ニ付、小の利右衛門共色々咄し致し居、午十二時ニ退
席ス、午後惣代両名出勤シ裂地ニ係ル、午後七時頃ヨ
リ惣代両名・組長六人共集会ヲ致シ、第一墓地葬式ニ
付、管理者ヲ協議致し候処、名ハ惣代ヨリ出ス事、葬
式検査之儀ハ組長ニ定ルコト、山ノ下荒地之儀ハ、小
の利右衛門殿へ壳渡スコトニ決テス、代価之儀三円ト

三十一日 午前八時ヨリ出勤ス、戸長役場協議費未納
之分取纏メ上納ス、種痘施行料取纏メ上納ス、小林半
兵衛・小の新五郎・野畠伊之助・小の元吉・嶋田佐助
印紙代上納ス、植田清治郎出産報告名付書ヲ認メ差出
スコト、上田林右衛門買求メ地券裏書小嶋政次郎共地
券裏書願出スコト、土山捨吉養女ふみ春季種痘ヲ初種
之分ヘ組込ニ相成居候處、証符持參ヲ致し、神足村宇
田先生へ差送ルコト、小学校・養水講・五厘積立金箱
三ツ佐助直ニ参リ候、鍵預リヨリ鍵借り小遣ヲ以テ
遣し候、鴨川村堤防一件書類一切袋ヲ製シテ改メ奥ノ
帳障子へ入ルコト

四月一日 午前第八時ヨリ両名出勤ス、製地地目交換

トニ決ス

相定メ候へ共、小の心ニマカセ、何円ニテモ壳渡スコ

六日 午前第八時頃ヨリ惣代両名出勤ス、裂地願ヲ小の幸太郎・小の利右衛門ニ通出スコト

七日 午前八時ヨリ永井出勤ス、小学校定則地価出し帳簿下調ヘス、ハシカ伝染ニテ医師ニ診断ヲ受ルコト組長へ達ス

八日 午前第八時頃ヨリ惣代両名出勤候處、学校定則出し之切符ヲ製ス、午後六時ニ退席ス、午後七時ヨリ惣代・伍長集会ス、麻疹病之旨ヲ小前へ達スルコト、嶋坂荒地之事ヲ小の利右衛門方へ売払フコトヲ咄し致候處、ヘ組ヨリ苦情ヲ申立ルニ付、売払フコト見合

コト、他所地価へ建築費ヲ係ケルコト示談ニ極ルコト、午後十二時ニ退席ス

九日 午前八時、小の幸太郎裂地願返却ス、小の氏ヨリ受取コト

同日、地係リ小学校定則ヲ切符切訳シ伍長へ差遣、并ニ布告ヲ切訳シ各村へ廻シ、猶伍長民秋岩次郎・中小

路弥惣平両名、前夜集会不参ニテ御咄シ候コト同日、湯川岩次郎炳壹斗盜難ニ罹リ、警察署へ盜難届ケ式通認メ之コト

十日 午前八時出席シ、民秋氏・小嶋氏両名出頭被下、山ノ下地券洩場所色々談合シ候處、右様之御咄し候得は、御願候上、小の氏方へ払ヒ下被成候様か宣敷ト相考候ト口伸有之、乍然シ如何様ニ相(マミ)り共被降候テも不苦ト口伸候コト

同日、土山捨吉実印破損ニ付、古印遣、印鑑届認メ遣しコト

十一日 午前八時両名出席シ、茶業組合談合仕度ト戸長役場照会有之、各茶業(銘)名簿持シ口伸候コト

同日、御布告老函ハ、イ組始メ廻シ、同壱函ハ、ヘ組始メ廻シ候コト

十二日 日曜

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

十三日 休

十四日 午前第八時頃ヨリ惣代両名出頭シ、小学校定則地価係リ徵集ス、午後三時頃小の君ヨリ水論係リ明

十五日 出府之コト報知有之ニ付、水論係リヘ報知ス、和田伊兵衛とよ・小野捨吉すゑ・上田清次郎たね、小学校入校願書三通共認メルコト、清水市右衛門・安井宗八、裏書地券下ケ渡ス事

同日、午後四時頃ヨリ水論係リ・惣代共集会シ、午後六時ニ退席ス

十五日 午前七時ヨリ水論係リ・惣代集会シ、小の君始メ民秋・和田・清水・小嶋五名、七時四十分ヨリ本府行ノ事

永井壱人残リ、小学校定則、他所地価係リ徵集スルコト、中小路弥惣兵衛やす・和田助次郎たき、小学入校願書ヲ認メルコト

十六日 午前六日^(マヤ)永井出勤ス、築山半兵衛やゑ・藤田ス

藤助なを、小学入校願書ヲ認メルコト
同日、水論係リ本府へ出頭シ候處、時ガヲソキ候於テ、明夕出頭可仕様之コト也

十七日 夕出頭シ、官員口申候ニは、前日井ノ内村実々聞、段々考幸^(マミ)スルニは、今里・岩見上里三ヶ村実々ヲ聞、其上上植野へ御咲シヲ可致候、依テ一先引取へく様申被居候、何れ其部内郡役所へ出頭可仕候様ト申被居候

十八日 午前八時小嶋出席シ、布告写シ、且又村講切^(符)府他所村持シ遣シ候コト

十九日 休 午後七時頃ヨリ神事件ニ付、伍長・宮惣代・村惣代集会ス

廿日 午前七時頃ヨリ惣代両名、水論係リ小の・民秋・清水五名郡役所へ出頭ス、無用ニテ午後六時頃ニ帰村

廿一日 総代両名午前八時ヨリ出勤ス、組内衛生委員・物集女校学務委員投票ス、午後早々ヨリ郡役所ヨリ使ヲ以呼ニ参り、早々水論係へ達し、午後一時頃ヨリ役所行、右五名之者行候處、尚又無用ニテ、午後六時頃ニタ飯津ノ平ニテ、七時頃ニ帰村ス

同日、午後八時頃ヨリ神事一件ニ付、伍長持寄ス

廿二日 村講ニテ総代両名午前七時ニ出頭シ、右帳面ヲ書記候処、各々世話係り出頭ニ相成候処、午十二時頃ニ郡役所より使か参り、水論件ニ付関係イ人々今以出頭致シ答ト申来り候、依テ午後一時ニ郡役所へ出席シ候処、府厅官員初メ并ニ郡長并ニ書記加藤井ニ中裁栗生藪内并ニ部内戸長右人々出席ニ付、拙村水論係り和田望キ外名々出席ニ付候処、官員ヨリ拙村名々へ御説諭之義は、今里ニ新設工事可致ニ就テハ、上植野ニ依テ害有ニハ相違なくか、何分か不訛ガ多分之害トハ見求メズ、乍然シ害アルガタメニ井之内地内より新井出ヲ設置バ其替り相成ルなり、猶又該井出之費用は上植野堀村ニテは何分替り之事故、承諾モ難致ト存候故、

右費用は半額は上植野村ニテ出金スルコト、又半額は西三ヶ村ニテ出金スルコト、実地場所ヲ友カク扱置、右様之コトニテ承知ヲ被致候様ト、段々官員御説諭ニ相成候処、拙村答候は、逆モ承服は不致候以所は、今里新工事は過日迄何程之寸尺、又ハ深サヲ不存候処、過日御出張之際ニ現場モ拝見シ、又ハ図面モ拝見仕候処、中々以之外寸方深キ事故実ニ驚キ入候、右様之工事ヲ設ケ有テハ、自村養水多分之大害アルハ無相違ト推考ト、依テ右工事設ケ有テハ実ニ困難候、依テ不服ニ有之ト答候処、官員諭諭ニハ、前初メヨリ其工事不不服一手ニ有レハ、拙者出張致迄も無之事ニ候得共、其村是迄井之内頭内より井出水引コトニモ談合ニ乘、猶又該地代評価迄も中裁ヘ委任被致候タガ、今以テ一時右工事ヲ不服一点トは右事由モ不訛、猶又井之内地内より引水前之談合之手續キ身ケバ、是モ一時取消トモ事由不身候ト、段々設メニ相成候、依テ残時戸長役場迄引越シ、一応談合可致ト答候テ、該役場迄引越候上、右係り和田・小嶋久左衛門呼よセ色々談合仕、決定ハ右様々説メ被致候得ハ致方も無御座候、依テ前々

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

拙村申立之通深サ四尺ニテ右望之場所ニ候得は、承諾仕候ト決定シ、部内戸長ニ官員へ御咄シ申被下ト依願シ候処、郡役所より又候使か参リ名々出席シ候処、外三ヶ村之各々出席ニ被致居、惣四ヶ村同席ニテ官員ヨリ口伸候ニは、是迄拙者取遣イ手綴キヲ一応咄シ致シテ返府スルト口伸有之、咄シ義ハ、今里村於テ定約改正之事か又候発シ、又上植野村ニ於テモ今里新工事不服ニ有之候得共、井之内地頭井出引水ハ、上の望之場所ニテ深サ四尺ト謂ルコト故、逆モ見込ツカヌ、依テ是迄之拙者取アツカイノ手綴キヲ申述候テ、官員府厅ヘカライラレ候コト

同日、午後ヨリ氏子各村集会有之、宮惣代永井治左衛門出頭ニ相成候コト

廿三日 午前七時惣代出頭シ、宮惣代永井治左衛門より請承候義は、私祭五月八日、御出祭五月五日、氏子各村協議ニ相成候コト、乍然シ宮祭ヲ六人部より其係りヘ御尋之上、私祭日ニ宮祭モ執行スルコト各々望ミ候、依テ六人部御尋之上後答相成ルコト

廿四日 午前七時両名出頭シ、前日ニ菱川村ヨリ小畠川石ヲ依頼相見ヘ候、依テ惣代壹名不在ニ付、談合致置ト申置候処、廿四日朝御尋ニ来リ候、依テ両名談合之上、菱川依頼応シ可コト

同日、村講掛金不足方ヲ廿七日計算ニテ、同日午十二時迄ニ出金致スコトニ口伸遣し候、就テハ神輿金も同日出金之コトモ口達シコト

廿五日 休日

廿六日 午前七時両名頭來シ^(ママ)、事務之義は、墓地取調又ハ管理者ヲ分署又ハ戸長役場へ差出ス書面ヲ認メ候コト

廿七日 午前七時ニ両名出頭シ、電信柱敷地手当金下ケ渡シ相成、其割賦ヲ小前名々割付シ、同日午後十二時ヨリ当村講世話方計算ニ付、并ニ神輿備付金同日利子ヨセ仕候コト

廿八日 午前八時両名出席シ、小学校定則出金仕、就テハ聯合町村会之議員ヲ投票仕候、猶又村講不足方ヲ催促仕、前之電信割方之帳簿ヲ認メ候コト

并ニ宮惣代共々鳳輦之共ス

六日

七日 両名午前九時ニ出席シ、中小路浅吉方之ゆく私生預り子死亡ニ付埋葬届ケ認メ

廿九日 午前七時出席シ

三十日 両名出席

五月一日 両名出席

八日 大祭日ニ付、宮惣代藤田重郎兵衛は午前八時ヨリ当社ヘ宮祭ニ出席シ、總代并ニ伍長共々午後早々ヨリ旅所へ出頭シ、鳳輦之共ヲ仕候コト

二日 両名出席

三日 両名出席

九日 大祭日ニ付、惣代両名午後早々出席シ、并ニ各組伍長共々出席シ、鳳輦共ヲ仕候コト、宮惣代藤田重郎兵衛ハ休日

四日 両名出席シ

四日 小嶋出席、中小路久右衛門方ニ寄留者藤セキ女子死ニ付、埋葬届戸長ヘ出シ

同日、宮惣代藤田重郎兵衛午前九時ニ当役場へ出席シ、

五日 御出祭ニ付、両名出席、午前八時ニ出席シ旅所掃除シ色々献附シ、午後早々当役場へ出席シ、組伍長一時頃ニ同席行、午後十一時ニ退席ス

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

十一日 小嶋出席シ、戸長役場へ電信柱手当金受書差出シ行、并ニ中小車不明瞭ニ付御尋ニ行候處、前日之咄シトは大井ニ考ヘ替ニ候コト、午後向日明神之ヲカヽミヲ各組長ヘ割府^(符)シ持セ遣し候

十五日 午前八時ヨリ惣代兩人出勤ス、車検査之願書ヲ認メル也

十二日 両名出席し、又候中小車ヲ大七ニ望ミ方ヘ右利由ヲ咄シ、并ニ茶業方ヘ茶業會議決議定ヲ相渡シ候コト

同日、午前十時頃ヨリ永井組役場出頭ス、寺庵ノ墓地願書返却ニ相成、午後願書ヲ認メルコト

コト

十三日 総代両名八時出席シ、茶業組合証票并ニ印紙共相渡シ候コト
同日、午後十一時ヨリ宮惣代ト立会之上、祭日諸入費惣勘定仕候コト

十七日 日曜 休

同日、午後八時ヨリ伍長神事費持寄ス、永井ろ・は・ほ・ヘ四組丈ヶ金受取、出祭・還祭両日人足實四組ヘ渡スコト

十四日 午前八時小嶋出席シ、鶴冠井村小寺治右衛門方ヘ裏書地券壹通相渡シ候、就テハ受書取置候コト、同茶業残り分相渡シコト
同日、午後永井出勤ス

十八日 午前八時頃ヨリ永井出頭ス、車願書渡しへ、墓地券寺々ヘ渡ス、商業人上り高金調之義ニ付、商職工人ヘ相達ス、午後三時頃ヨリ安井宗八事件ニ付、寺戸村中庄村左衛門・直次郎出頭ス、番戸札ヲ書渡スコト

十九日 午前八時頃ヨリ永井出勤ス、車願書渡し、九時ニ帰宅ス

同日、午後二時ヨリ永井出勤ス、野口常次郎方へ森清七車附替願書ヲ認メルコト、井ノ上勘右衛門へ出産届(催促カ)ケ裁速ス、寺戸村中庄村左衛門より安井宗八田宅地家屋一切買求メノ届ケ、又ハ田畠宅地共支配人ハ直次郎ニ取扱サスコトノ届ケ受付ス

廿一日

廿一日
(マニ)
日曜

廿三日 小嶋出席シ、電信敷地手当金受書調印致サセ
差出シコト

廿四日 両名出席シ、管業者上り高調ニテ、同日凡六名計出頭仕候コト
(管)

廿五日 小嶋出席シ、朝六時ニ両名共出頭シ、嶋田重介方へ廿四日夜盜難係り盜難届書認メ、向日町警察署出シ候コト

廿六日 小嶋七時出頭シ候処、森山寅吉長男死亡ニ付受付ス

廿七日 永井午後ヨリ出勤ス、ホ組・は組学校定則金受取、元一組講通二冊取集メ帳共受(カ)取コト

廿八日 惣代両名出勤ス、管業上り高調ニ係ルコト

廿九日 右同断、永井壱人、小学校へ定則金持參ス

三十日 右同断、管業調之事

同日、午後七時ヨリ伍長集会ニテ、川堀日限相極メ五
月賃錢定ルコト

三十一日 日曜

六月一日 惣代両名出勤ス、當業上り高調へ戸長役場差
出スコト (代脱カ)

六日 午前七時ヨリ兩人出勤ス、捨吉かゝル拾物ノ届
ケス、認メ出ス、午後八時ヨリ地価持一統集会ス、植
付飯米ノ事、地主ト下作人ト差シ向カニテ、借り貸ス
ルコトニ決スルコト

二日 午前六時ヨリ惣代両名出勤ス、村中人足ニテ川
堀ス、雨天ニテ井出焼外ハ流水ニテ堀りであります、井出
裏ヲ三尺巾ニ堀ルコト、午後滝ノ下構堀之コト (構カ)

三日 午前ヨリ惣代両名出勤ス、鐵道之東口踏切之西
手悪水抜ノ樋ヲ直スニ、其係り吉田君ニ相頼之願書ヲ
認メルコト

七日 日曜 午前ヨリ永井出勤ス、地価持不參之方ヘ
右由ヲ達スルコト

同日、午後一時ヨリ永井出勤ス、鐵道課へ悪水抜ノ願
書ヲ過日毫通差出シ置キ候處、又毫通差シ出スヘく旨
ヲ申し来ルニ付、惣代両名調印ニテ差出スコト、午後
四時ニ退席ス

八日 夕方六時頃ヨリ両名出席シ、就学之もの調名民
凡十名卒呼寄セ事由身候事 (聞カ)

四日 午前七時頃ヨリ惣代両名出勤ス、和田伊兵衛係
り証認メルコト、藤田治郎吉同断、午後五時頃ニ東
口官宅ニテ吉田手元ヘ右願書出スコト

五日 午前八時ヨリ両名出勤ス、午十二時退席ス、午
後永井出勤ス

九日 午前六時両名出席シ、就学之もの取調各戸ニ尋
之上、其事由ヲ記載シ纏メ之上、学務員委(マ)へ差送り候
事

十日

我等為公徵金預り所乙訓内ニテ向日町・山崎式ヶ所事、物価下落ニテ物買コト之コト

十一日 午前六時頃ヨリ永井出勤ス、小の五郎兵衛ヨリ杉本権之助ヘ敷地壳渡シニ付、公証願・券状裏書願ヲ認メルコト

廿一日 夜各組伍長集会協議決定之義は、第一条ニは乞食取締之事、但シ取締之人は小使馬吉ニ凡金壹円増給ニテ總代より咄シ、馬吉ヘ可致様之事

同夜、苗草残余有の方は、村内流用致スヘく様口伸候

コト、但シ同郡樋爪村初メ外二ヶ村該部内戸長役場よ

り当役場へ照会有之依頼來り候義は、若残苗草有之向

キは御廻シ被ト候コト

同夜、諸物価追々下直ニテ不用物ヲ買求メ不致様御^(德)

心之コト

同臺地除掃之義ヲ凡有来り儘竹下草少シ酒代ニテ除掃

不致ス事

(管)當理者穴検査之義は、組伍長より検査スルコト、但シ

不得止事故有時は總代より検査致スコト

廿三日 午前七時ヨリ永井出勤ス、菓子小売願小林半兵衛・木ノ山多吉・小の元吉・嶋田重助・橋本じう五名之願書調印之上、戸長役場廻送スルコト、橋本藤吉

香物小売業返上之願書ヲ出スコト、巡查中川氏大巡会西より廻ル、同丸毛氏東廻り之順廻ス、外ニ管氏遊方ニ來り、午後七時ニ退席ス

廿四日 休 村會議員之達書來り

廿五日 午前七時ニ出頭ス、村會議員ヘ廿六日午前八時出頭之通知書面ニテ達ルコト

同夜、村委会員ヲ集会仕、色品談合致置候也

廿六日 午前七時兩名出席シ、各村委会員戸長役場ヘ出頭相成、惣代兩名村費計算致掛候、同日、向日町分署より墓地願書面先般差出シ置候處、色々書入候也

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

廿七日 午前七時ヨリ両名出席シ、学校費并ニ村費取調ニ係り候也

廿八日 午前七時ヨリ両名出席ス、右同断取調水論費共、中小路長左衛門廃車願書認メルコト
同日、午後八時ヨリ水論係り・惣代外四名、費ヲ如何ニ候ト相談致し候処、費金ハ会計ニテ借入置様被申居決テス

廿九日 午前ヨリ永井、山口九右衛門廃車願書ヲ認メルコト

□□野村君ヨリ不服書ヲ出様申参り

三十日 午前七時ヨリ小嶋出勤ス、水論係り小の始メ、
民秋・和田三名京都大員ヘ尋ニ行事、午後六時四十五分氣車ニテ帰村ス

二日 午前七時頃ヨリ両名出勤ス、同日大洪水ニテ、菱川村ヘ水見舞ニ両名行、菱川村惣代金谷氏(カ)ヘ行、洒壺斗ニさかな料壹円持參ス、同日十時頃ヨリ永井不勤ス

三日 午前七時ヨリ両名出勤ス、村費取立切符ヲ調製ス、午後早々ヨリ組長マネキ、小学校督責規則ノコトヲ咄し仕、学齡年中ノ児童有父兄ヘ五日限ニ入校之コト、村費切符渡スコト

同日、管理者ノコトニ付、両名同日町分署ヘ出頭ス、死籍ノコトノ咄しニテ死籍ノ下書ヲ写し帰村ス

四日 午前七時頃ヨリ永井出勤ス、村費他所取集〆切符ヲ認メルコト、菱川村ヨリ午ノ礼トシテ、酒三升ト肴代三十錢持參ニテ、当事務所ヘ預り置クコト、午預

り人へ咄しき、同日、永井善右衛門糞桶流失ノ届ケ認
メルコト

メルコト

五日 日曜

六日 犹代両名出勤ス

七日 休日

八日 水論件ニ付、戸長ヨリ係りノ者役場へ出頭致ス
べく様申来り候ニ付、午前七時頃ヨリ集会シ、同日午
後四時頃ヨリ五名小の共々役場行、水論件ハ御断申上
候也、午後六時頃ニ帰村ス

十四日 犹代両名出勤ス、三度目井出掛ケ高持人足少
シ余り村人足ニテス

十五日 犹代両名出勤ス、正午十一時ニ例年之通組長
ズミミそうめんニテ酒ヲノミ午後六時退席ス、同日村
中やすみ、講世話万投票開札スルコト、多數ニテ清水・
湯川ヘ申付ルコト

十日 犹代両名出勤し、色々願届書認メルコト
(満カ)

十一日 滝之下構件ニ付、向日町津ノ平宅へ永井勘定

二行、午後八時頃ニ帰村ス、村事務所ニおいで組長衆
集会ニテ色々段事有、講世話方代り人ヲ人撰スルコト
ヲ

十二日 日曜

十三日 犹代両名出勤ス、小学入校之願書ヲ認メルコ
ト

十六日 犹代両名出勤ス、養水講ノ発符ヲ認メルコト

十七日 総代両名出勤ス、戸長役場費取集メノ切符ヲ

発達ス

爐壺挺ニ付七錢ツヽヲ取集スルコト

十八日 総代両名出勤ス

十九日 当村新養水講十七会目相勤メ、飯料渡しニテ
事務所ニテ世話方立会之上

(欄外)「日曜」

廿日 総代両名出勤ス、午後ハ永井壱人之事

廿一日 総代両名出勤ス、戸長役場協議費取集メ、同
日地方税切符ヲ発達ス、午後一時頃より小しま欠席ス、
藤田重郎兵衛換りトシテ出勤ス

廿五日 午前七時永井出勤ス、川堀、村中百姓有ル者
惣人足ニテ、道より南ハ小井川、道ヨリ北ハ和井川、
其内一組ニ付三人ツ、十八人前川へ行、御酒ハ一人ニ
付壱合宛ニテ、積費組長より出スコト
山口九右衛門牛車修繕ニ付、願書式通ヲ認メルコト
長谷川彦兵衛ノ出産報告ヲ名附書共認メルコト
同日、午後組長集会シ、水番廿八日ヨリ始メルコト
同、小の新五郎母やす埋葬認許書願書ヲ認メルコト
又小嶋久兵衛妻はな右同断コト、に組学校定則金受取

廿六日 日曜 午後□右同人、認許書受付ス

天 三十一日 午前七時出勤ス、色々之事件ニ付、午後五時退席ス、小野君休

廿七日 午前ニ大畠川井出水ヲ掛ルコト、戸長役場より地方税ヲ取集メニ小野君・長谷川与君ト両名出張ニ相成ルコト、小学校より廻達受附ス

天 八月一日 一日ヨリ当村水番始メルコト
午前第七時ヨリ永井出勤ス、午後六時退席ス、小学校退校届ケヲ五枚認メルコト

天 廿八日 午前七時ヨリ永井出勤ス、小学学齡年内之者父兄ヲ、明廿九日午後咄有之コト写サスコト、午後村委会員投票スルコト、い組・ろ組・ほ組学校定則金受取コト

天 二日 日曜 午前七時ヨリ永井出勤ス、上川原番水割賦ス、建木灌松ニテ買求メ、瀧構係リヨリ飯食費ヲ半額願ニ出ルコト

天 廿九日 午前七時ヨリ永井出勤ス、午後三時頃ヨリ小学校集メ、長谷川信太郎出張ニ相成、又同日午後三時頃ヨリ小の五郎右衛門出勤ス、夕飯事務所ニテ三名共、午後十時退席ス、小学校定則金ヲ納めルコト

天 同日、小の五郎右衛門出勤ス、上川原ニツ井水番始メルコト

天 三十日 午前七時ヨリ永井出勤ス、小嶋ニ相談シ小野五壱人勤メ、墓碑調ニ係ルコト、墓地開手間之内渡スコト、講金中小路弥三兵衛へ貸附スルコト

天 風小雨 四日 午前七時ヨリ永井・小の出勤ス、墓印ヲ建サスコト、小学校へ戸長役場費出金スルコト、突井戸サラヘサスコト

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

風半天 五日 午前七時ヨリ小野出勤ス、午前ニ墓所へ塚ヲ調ヘ二行コト、午後永井出勤ス、小の休暇ス

依頼シ、墓地ヘ土方ノ検査ニ行事、右兩人ハ午前十時ニ退席ス

風小雨 六日 午前七時ヨリ永井出勤ス、小学校定則勘定ス、外ニ色々之用事勤メルコト

同日、安井与左衛門より墓地掃除之件、墓埋葬穴堀ヲ

村内各家心持ニテ御願申上度ト、掃除ハ秋ニテ米五合

ト、五月ニテ麦五合トニテ相願度候也

天 七日 衛生委員生嶋氏順村ニ相成、掃除之コトヲ
村中一統ヘ申暮ル様申置レ候

同 十一日 午前小じま出勤ス、戸長役場ヨリ諸営業
上り高調ヘラ出スコト達し相成、午後永井出勤ス、右
取調ヘニ係ル、役所屎尿入札之事ヲ組長ヘ達ス、当衛
生委員ヨリノ掃除ノコトヲモ組長ヘ達ス

晴天 八日 午前七時ヨリ出勤ス、ヘ組始メノ布告ヲ
廻スコト十日ニナル、午後永井水番ニテ休暇ス

同 十三日 午前七時ヨリ兩人出勤ス、諸営業上り金
高調ヲ認メ

晴天 九日 休暇
(欄外)「日曜」

同 十日 午前七時ヨリ永井出勤ス、小嶋・和田兩人

(欄外)「村中休」

同 十四日 午前七時ヨリ兩人出勤ス、右同断ニテ役
場差出スコト

同十五日 休日 畑上納切符ヲ永井へ受取コト

(欄外)「村中休」

十六日 日曜 午後七時ニ井上寅吉・永井伊右衛門ニ

係ル件ニ付、角上明道^(造)永井宅へ参り、同日夕佐々木源
四郎呼よセ咄シスル

(欄外)「村中休」

十七日 午前七時ヨリ兩人出勤ス、畑上納切符組長ヘ

発符ス

同日、右二名ニ係ル件ニテ鳥好、馬吉ヲ咄ス

同日夕、角上明道・井ノ上寅吉・永井伊右衛門^(呼カ)咄出し

咄シス

十九日 午前八時ヨリ出勤ス、永井より営業上り高調
ヘヲ戸長役場今堀通差出ス事
調書認メ印形押ニ治三郎ヲ遣スコト

廿一日 午前七時ヨリ小しま出勤ス、永井休日、午十二
時退席ス

(欄外)「村中休、白雨ニテ」

廿一日 午前兩人出勤ス、寺総代人名調ヲ認メ、外色々、
地方税同籍ニテ別宅ノ者、右地方税取立ス、午後和田
君依頼シテ、西三名墓地検査ニ行コト

廿二日 午前七時ヨリ兩人出勤ス、右地方税、寺総代
調共戸長役場へ差出スコト、廿三・四・五、三日盆ヲ
触サスコト

相成、其後柴田好太郎・佐々木源四郎二名ヲ呼出し、

午前十時ニ事済スルコト

同日、営業上り高調、今堀通ヲ差出ス様申来り候ニ付、

式十三日 日曜
(欄外)「村中休」

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

二十四日 休日 永井午後出勤シ、ヘ組小学校定則受取コト

(欄外)「同」

二十五日 午前七時ヨリ永井出勤ス、今里村地内藪地
租金納代人、今里村ニテ定メルコト、第五十番戸林九

兵衛方ヲ依頼ス

(欄外)「同」

二十六日 第一期畠方地租取集ニ付、戸長役場ヨリ小

の利右衛門・長谷川与五郎兩人出張ニ相成、永井出勤

ス、午後六時ニ退席ス、ろ組より小学校定則ヲ受取ル

コト

廿七日 午前休、午後永井出勤シテ、は組より小学校
定則受取コト、中沢清太郎死後相続人定メノ願ヲ認メ
ルコト

廿八日 午前八時ヨリ永井出勤ス、に組・い組・ほ組

卅一日 午前七時小嶋出席シ、二ツ井戸係り湯川伊之
介・中小路宗左衛門・中小路勘左衛門・井月善右衛門・
野畑紋九郎・永井長次郎御願來り候義は、番水之義を
二、三日該二ツ井戸係り田面へ水入させ被下度ト申来
り候処、右御咄シ之義は、今夜伍長へ協議可致ト申述
候

より小学校定則出金受取ルコト、六組合テ外寺五ヶ寺
共勘定シテ、午前ニ小学校へ納タルコト、下京八組梅
宮町より当村嶋田佐助方へ清水理助ノ長女しゆナル者
ヲ戸長役場ヨリ当部内役場へ送附ニ相成、當村事務所
へ送ニ相成候ヘ共、何分戸長宛ノコト故ヘ、組役場へ
送附シ、役場ヨリ本人へ引渡スコトニ相成候也

廿九日

同日、午前十一時頃ヨリ鉄道局鉄道筋検分為出張相成、
出席シ候

同日、午後七時頃ヨリ伍長集会シ、水ノ(咄)呼シ、墓地ノ呼シ、氏神廻太鼓大よせノコト、九月三日定ルコト、駒ヲ出スコト

九月一日 午前八時ヨリ惣代兩人出勤ス、警迎寺住職海辺隆念別籍出ス、戸長役場へ定使ヲ以テ差出スコト、同日返却之事

同日、午前五時頃ニ白面ニテ番水ツブレ、村中やすみ也

二日 惣代両名出勤ス

三日 惣代両名出勤ス、午後四時頃ニ京都府賦税係り別局ヨリ郵便ヲ以テ、(持)惣代丈量帳ヲ以テ出頭スル様申越スル也

六日 午前前郡役所官吏森氏、小林庄左衛門ニ係り高壳繼分ニ付出張ニ相成、戸長役場ヨリ小の君出張、惣代両名共午前十時ニ退場ニ相成、同日当村森山宗五郎より小林惣助ニ係ル事件ニ付願出ルコト、午後小林惣助ヲ咄色々呼シヲスルコト、午後八時頃迄小林庄左衛門より小の氏宅へ出金スルコト

七日 惣代両名并議員和田伊兵衛共々、小学校新設建築教場開業処ニ候、依テ午前八時出席致ヘく様達ニ成候、依テ出席し、午後五時退席ス

八日 休日 村中一統休日致し候也

四日 惣代兩人出勤ス、色々ノ用事在、午前荒地丈量ス、色々帳簿ヲ取揃ヘ、午十二時退席ス

九日 惣代両名出席シ、徵兵国民軍異動之届洩之小の元吉井ニ林田龜次郎・同中沢清太郎・中村岩次郎、該人名申渡シ、実印持參シテ當戸長役場早速出頭為致候

コト

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

十日 惣代午前ニ出席シ、各組ヘ伍長ヘ儲蓄米預ケ方旨ヲ小使ヲ以テ布告ナシ候、言述承は當郡内ニ於テ右米凡百三拾石^(余)除預ケ方ニ相成候、依テ預り人望之者は當戸長役場ヘ至急ニ依願旁御出頭可致様ト、組伍長へ使ヲ以口伸ニテ遣し候コト

十一日 惣代両名出席シ、布告結束致シ各組ヘ相廻シ、就テハ儲蓄米之儀ニ付、中小路穢兵衛出席、聊咄シ致シ、午後早々同米求シ其組伍長より聞違ニテ、森山乙八出頭シ色々咄シ致、間違ニテ候コト

十五日 村中休ヲ触ルコト、清水市郎兵衛・男清一郎

入校願ス、清水定次郎・小野勘七由松ト退校届ケ認メルコト、中小路磯二郎より出産届ケ名附書ヲ認メルコト、木ノ山多吉・木ノ山武兵衛・藤田治郎吉・森好松・和田伊兵衛・中小路長左衛門右六名、本郡備荒儲蓄米預リ度ニ付、願書抵当写共認メ渡スコト

十二日 休日 永井五右衛門・実家永井長次郎方へ帰宅
ス
十三日 日曜 休日

十四日 午前七時頃ヨリ惣代出勤、同午前九時頃ヨリ

十六日 午前七時頃ヨリ出勤ス、永井長次郎長男・野口常治郎弟・森清七長男右三名、小学入校サヌニ付入校願ヲ認メル、林田林右衛門儲蓄米預リ度ニ付、願書ヲ認メ出ス也、同日今里村ヨリ小畠川筋ヘ柵杭ヲ入ル
ニ付、見分ニ乞コト

鶴冠井村惣代鎌田氏出頭ス、午前十時頃ヨリ当村惣代小島氏ト西村惣代鳴谷山事件ニ付、今里村発出シ、奥海印村多賀井藤右衛門方ヘ行候處、同十八日迄日延之コト申候也、和田伊兵衛戸長役場ヘ會議ニ行コト同日、徵兵国民重適齡各自届ニ付

十七日 午前七時ヨリ出勤ス、同村杭木伏込見分之分、
安井与左衛門呼よせ候處、請地ニテハトテモ請取コト
ハ引合ムコト故ヘ、元ノ申出之通毫尺ニ付米壹升ツ、
ニテ壹石五斗ヲ乞度ト申、請地ノミニテハ御断之コト

十八日 午前七時ヨリ出勤ス、營業鑑札ヲ表札ヲ取認
メ、外ニ色々之用事有コト

十九日 午前七時ヨリ惣代出勤ス、營業鑑札表札共取
認メルコト、午後休

二十日 日曜 植田勝兵衛養男林吉ナル者出頭スル様
役場ヨリ申越シ候得共、其日出頭イタサズコト

廿一日 午前七時頃ヨリ、中小路長左衛門とも小学退
校後裁縫場へ入校スルコト、植田忠石衛門同行、杉本
権之助良吉小学入校願ヲ認メルコト、午後休

二十二日 午前七時ヨリ惣代出勤ス、村井孫右衛門孫

キミ死亡ニ付、埋葬届ケ認メルコト、誓弘寺住職別籍
届ヲ出スコト、午後伍長集会スルコト、件ハ墓地掃除
之コト、農作之者ヲ番スルコト、明日村中やスミノコ
ト、村道ヲ造ルコト、秋ノ手間賃ヲ極メルコト、大原
野官山貢入札ノコト、明日村中協議之上持寄、廿四日
午後六時之コト、鳴谷山事件モ同席ニテ、十五日今里
村ヘ出頭シ、就テハ奥海印寺多貝井藤右衛門(ママ)へ出席咲
シ承り之義ヲ伍長へ口伸候コト

廿三日 午前七時ヨリ小嶋君出勤ス、永井共午後休日

廿四日 午前七時ヨリ出勤ス、永井、安井奎右衛門小
学退校、裁縫場へ入校スコト願認メルコト、小の五郎
右衛門為一郎、組毎之受ヲ尋テ、組役場治三郎ニ持遣
スコト、小学校費地価係り取纏メ之切符ニ係ルコト

廿四日夜 各組伍長會議ニテ、第一ニ野番之義ヲ協議
仕候處、各組意違ヘ無之、先記之通りニ番致事ニ決定
コト

第一、墓地掃除之義ヲ協議候處、ヘ組・ホ組・ロ組・

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

ハ組ト右四組は、壱戸ニ付年黒米五合出シニテ、夫レヲ掃除為願主与左衛門ヘ年期五年間ニシテ致ナスコト決定也、就テハ、口組は戸五合出シニテ各組廻リニシテ、右五合其掃除番組へ取コトト申居候得共、何分元より多分付之事故、前組賛成ス、イ組ハ黒米サシニテ各組割ニテ行事ト申被居候得共、是モ元より多付之(問題)聞台之事故、前組ニ賛成スルコト

第三、毎年之通秋雇入日当料并犁遣賃、色々手間賃ヲ

同夜決議致候コト

廿五日 前諸手間賃定書ヲ認メ候、就テは野番割方之繪図認メ候コト

廿六日 午前安井与左衛門呼よセ、墓地掃除咄シ仕候、前各組決ヲ以テ申述候處、色々該人申居候得共、決定は墓地數・同不用地共外ニ年黒米八斗渡スコトニテ相定、右八斗米ヲ三月目月末ニ三月分下渡スコト決ス
同日ヨリ後半季中之小学校地価掛リ帳簿、又ハ切符致掛リ候コト

同夜各組長集会(義)(義)、協之義は、野番稻アケノ時間又ハ番之盜人之俸ヒ金取キハメルコト、就テハ右野番割方之繪図各々廻シ、就テハ諸事賃錢定渡スコト

廿七日 午前早速ヨリ両名出席シ、安井与左衛門墓地掃除ニ約定書ヲ認メ候、亦は小学校地価係リ切符致し居候

廿八日 午前小学校定則ほ組分請取、午後鳴谷山事件ニ付惣代兩人共向日町津ノ平宅へ出頭ス、崗崎清五、

多か井藤右衛門、今里村木村・小山、井ノ内村林、かいで鎌田、旧約定之通ニ頼候處、小塩村代人中川出頭シ、旧書之通りハ参らずト申、尚又かりのはなしなれハ相談之事申述、依テ四十丁歩成レハ三ツ割ヲ年々頼出しスコトニ依頼シ、午後十二時ニ帰村ス

廿九日 午前七時ヨリ惣代兩人出勤ス、小学校定則金ヲい組・は組二組ヲ受取、都合シ小学校へ午十二時二出金ス、午後休

同日午後七時ヨリ組長鳴谷山事件持寄リハ、何分費用

多分ニテハ叶スニ付、惣反別ノ四ツ割位なれハ中裁人
川与兵衛出張ニ相成、鑑札受取書相渡シ候也

十月一日 午前七時ヨリ惣代兩人出勤候處、貯金ニ付

書附ヲ一組壱枚ツ、相渡ス分認メルコト、午後七時ヨ
リ各組々長集会、壱人外ニ壱人一組式人ツ、呼よセ鳴
谷山之件ヲ相談シ、大津行鑑札之コトモ小学校積立金
之事モ部内売買地券百分ノ一ヲ取ルコト

同夕小学校議員欠員ニ付、村委会議員ニ投票ヲさすコト、
右之件々三日ノ夕持寄之コト

五日 午前七時ヨリ永井鶏冠井村事務所へ行コト、該
村惣代鎌田弁造・片山巳之助両名出勤之處、咄し致し
候處、該村ハ小前協議不致候ヘ共、地価持式三人ヘ咄
し候處、何分費金之出ル処なく、依テ仲裁人又ハ惣代
ノ意ニ任スコト、之ハ鳴谷山コト

二日 午前七時ヨリ永井出勤ス、戸長役場ヨリ菓子小
売營業ヘ税金鑑札料可致ス様申來リ候ニ付、其旨ヲ達
シ置キ候也、向陽校聯合町村会開設ニ付、其旨ヲ申越
シ候ニ付、其旨議員和田伊兵衛・湯川伊之助兩人へ書

達致シ置キ候コト

三日 午前七時ヨリ永井出勤ス、色々之件ニ係ルコト

午後早々向日町津ノ平宅へ惣代兩人共鳴谷山件ニ付岡
ヨビ、長男浅七ニ家督相続ニ付、願書ヲ認メルコト、

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

- 頭ス、前集之節ニ中裁人ヨリ、山反別之三割ニテ毎年順廻リニ刈取コトニテハ如何ト被申、依テ中裁之意ニ隨ひ宣敷御依頼ト申帰村ス、申置キ候處、小塩村代理中川氏ニ中裁ヨリ被申候得共、中々取不合、中裁ヨリ段々咄も有之候得共、意不応候ニ付、同夕十一時頃ニ其まゝ帰村ス
- 同日、向陽校会議開設ニ付、議員和田・湯川共兩人出席ス
- 七日 午前七時ヨリ兩人出勤ス、藤田藤助代換ニ付願書認メルコト、午前十時ヨリ鳴谷山件ニ付、向日町津ノ平宅へ出頭ス、中裁之意ニ隨ヒテ三割ヲ刈取ルコトニト申居候處、小塩村代人中川氏ハ中裁之意ニ応シ難クニ付、中裁人ハ郡役所ヘ御行ク之コトヲ定メ、帰村ハ午後十二時之コト
- 十一日 休日
- 十二日 両名午前八時出席シ、藤田藤助家督相続ニ付、
証文換ヘ願書(符ガ)認メ候コト
午後早々小嶋向日町戸長役場へ出願シ、戸長咄シ之義は、小学校教育費各村町ヨリ出金之義、十月分ヨリ渾テ帳簿并ニ切府一手ニシテ認メルコト、就テハ取纏メ之儀は、各村惣代口伸ニは、戸長當役場へ出席シテ帳
- 九日 午前八時ヨリ兩人出勤ス、小林弥左衛門長女わさナル者ノ廢嫡願書ヲ認メ、又藤田藤助願書仕直し、変換地ノ地価修正之願ヲ認メ、は組永井治郎右衛門ノ普請届ケ三通認メコト、午後六時ニ退席ス

簿切府ヲ認メ、隨テ人民取纏メモ戸長役場ニテ取纏メ可致様ニ申居候

同時、戸長咄シ之義は、追々町村会モ是非開会候ニ就テハ、学校会初後町村会開クニ就テハ、各村々備金又ハ道路修繕費取調置へく様ト口伸有之候コト

同時、小学校永続之タメ、地所売買ニ付ニテ地価金之

百分之一分ヲ式十ヶ年間積立スルコト、但シ積立ト

(ママ)エユトモ、一ヶ月末ニ駅逓局貯金ヘ廻スコト、就テハ六ヶ月目ニは各村へ先達スルコト、猶又地所売買ニ又ハ建物売買モ百分ノ一分也、地券相続譲リニテ書換候券狀一通三錢也、交換は尤売買ニ同断之コト、隨テ本月十五日より施行スルコト、右盟約定ニ調印之義、地

価惣代二名計人民惣代共承諾印スルコト決ス

同時、山奇^(崎)街道、小畠川堤防下前年御手当金ヲ以テ修繕致場所、聊該場所損失ニ付、戸長ニ依頼シ、京都府至急ニ願書出シ呉へく様ト願置候也

同日、鶴谷山件ニ付、各村集会之約定仕置候処、鶴冠

井村惣代尋之儀依頼置候処、依頼可申人留主中ニテ不相訛候、依テ近日ニ是非尋ニ參り承り上早々報知可致

ト、鶴冠井村惣代申居候、依テ依頼之上帰宅ス

同日、当村売買地券裏書券状四拾三通受取、内七通ハ規場ニテ寺戸庄左衛門之分相渡シ候、壱通ハ小の利右衛門受取候コト、計三十五通當役場へ帰り候也

同日、黒田卯之助ヘ小西与八建家賣附ニ付、証書村方へ差入証ヲ認メ村方へ納ムル也

十三日 午前七時ヨリ兩人出勤ス、右裏書地券ヲ買附人員ヘ下渡スコト、十二日出ノ十三日京都府ヘ出頭ノ郵便カ午後七時頃ニ^(配)發達ニ相成、小学校積立期約書ニ人民惣代・地価持惣代ト印形スルコトノ定約書廻り來リ候付

十四日 午前七時ヨリ兩人出勤、九時頃ヨリ永井、京都府賦稅課ヨリ郵便ニ付^(規)出頭スル様申越し候付、永井行、地券台帳・丈量帳ヲ以テ引合シ候処、多分違ヒ有之、又翌日ヘ廻ルコト

同日、午後七時頃ヨリ各組々長ヲ寄セ、小学校永続積立金之コトヲ咄ス、教育費出し方之事ヲ元より組長ニ

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

取纏メ、其通ニテスルコトカ、戸長役場ニテ取纏メル
か之コト

同日ハ右小学校積立規約書ニ人民惣代永井・小嶋之印
形ス、地価持惣代小嶋政一郎・民秋岩次郎外小の(マミ)

印形スルコト

十七日 神嘗祭ニテ休日

十八日

十九日

二十日

二十一日

十五日 午前七時ヨリ京都府賦稅課へ永井出頭ス、小嶋組役場へ出頭ス、小学校月出シノ定則受取書ヲ認メ、

小林惣助ノ公証印ノ取扱ス

十六日 午前七時ヨリ出勤ス、誓弘寺住職ヨリ惣宗ノ明道(マヤ)会ヲ今里村ニテ開会スルコト申来リ候、十四日十五日両京都府行、言書ヲ記スコト

同日、午後向日町分署詰巡查中川氏か、永井治左衛門ノコト又ハ安井与左衛門より告折事件御尋ニ付、御出張之コト、これより永井、源四郎相続講満会ニ付、ステンシヨ八幡屋吉宅ヘ行コト

二十二日 午前七時ニ右局へ出頭ス、ヨミ合シ午十二時迄ニシマウ、地価正算表ヲ出スコト、午後四時ニ退府スルコト

小じま午後休、永井治左衛門・安井与左衛門両家共、

戸籍写ヲ持帰ラレルコト

二十四日 午前七時ヨリ惣代兩人・小嶋久左衛門・小

の五郎右衛門共、台帳正算スルコト、午後一時頃ヨリ
民秋岩次郎鳴谷山件ニ付、当村勝林寺ニ席ヲ貸り、四
ヶ村共集会スルコト、中裁人ヘ入山ヲトキタル額書ヲ

トルコト、代言人ヘカンテイスルコトニ決スルコト

廿五日 午前七時ヨリ惣代両名并ニ小野利右衛門・清

水市右衛門・小嶋政次郎出席被下、尤台帳正筆調候、

午後六時ニ退席ス

廿六日 惣代両名出席シ、同日畠方第式期上納ニ付、

小野利右衛門・安田治右衛門両人出席ニ相成、午後ヨ
リ小嶋上京致、鳴谷山件ニ付大言人ニ考抵ニ行候コト

三十日 午前七時ヨリ小しま出勤ス、小学校費ヲ勘定

ス、永井廿七日ヨリ京行ニ付、同日午後四時ニ帰村ス

ルコト

ノ帳簿ヲスル

三十一日 右同断、惣代・組長例年之通松茸飯ニテマ
ネクコト

廿七日 京都本府へ台帳調書携へ小野利右衛門・永井
氏両名上京仕、同本府へ小嶋出席シ午後三時頃ニ本府

退席シ、当夜永井氏一泊仕、鶴冠井村鎌田・片山ト大

言人えカンテ^(鑑定カ)、イニ罷被越候コト

十一月一日 戸村戸長長谷川三郎兵衛宅へ御尋ニ行事

二日 午前七時ヨリ水論件ニ付、惣代両名・小の君共
相談スルコト、同八時ヨリ小嶋私用ニ付京行ス

廿九日 午前八時ヨリ惣代両人、小学校教育費定則集

メ戸長役場へ出金スル、向神社祠官ヨリ宮惣代集会ヲ
スルコト申来り、藤田重郎兵衛殿ヲ御苦勞ニ成ルコト

ス、永井廿七日ヨリ京行ニ付、同日午後四時ニ帰村ス

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

ハ組は、野番雇入スルニは村民之外他人ヲ雇入スルヲ望ム、ヘ組・ニ組は、時間キメ記ヲイレテ村民ニテ三名計野末廻ラスヲ望ム、イ組・ホ組は、今日迄之通ニテ現重ニ廻ルヲ望ム、然ルニ各組待々ニ候故、当事務所ニテ組長又ハ惣代共協議之義は、野番一夜ニ付壱人黒米式升宛手間ニシテ三名雇入シ野末廻スコト、宅村隣小屋へ其組廻ルヲ兼テ番スルコトニ決定ス、就テハ雇入人多數之節ニは圖取ヲ以テ該人定メルコト

五日 午前七時頃ヨリ両名出席シ、鳴谷山之件各四村惣代当事務所へ出席相成、是迄勘定仕、且又色々熟談仕、愈入山スルコトニ決議シ、且又代言人ニ任委スルコトヲ決定ス、後十日ニ朝ヨリ各四ヶ村集会スルコトニ定

六日 両名出席シ、小学校生徒欠席之者呼ヨセ、戸長役場へ出頭為致、休者之欠席届認メ、且又教育費切符認メ候コト

三日 午前八時ニ小嶋出席、学校教育費切符書入シ、且ハ營業者呼ヨセ、帳簿七月後雛形之通直シ置コトヲ説諭ス、午後ヨリ小嶋欠席シ永井出席ニ相成、各組長集会ニ相成、野番願人八名有之、此内三名ヲ組伍長ヨリ投標シ候処、川嶋太兵衛・井ノ上安兵衛・藤田藤藏ト多數人コト

八日 日曜

七日 午前八時ヨリ両名出席シ、戸長役場ニ於テ町村会開日候処、村内議員五名并ニ惣代永井氏共開席シ、但シ小学校教育費之コト

四日 永井氏水論件ニ付、上桂村官吏手續ヲ尋ニ行候コト

九日 午前八時両名出席シ、教育費切符認メ上、午後ヨリ各組伍長集会シ、小学校教育費戸数割・地租割・當業割負担額ヲ各組へ熟談シ、且又鳴谷山之件ニ付各

組伍長熟談シ、各人民ヨリ委任状ヲ取ルコトヲ熟談シ
コト

十日 鳴谷山件ニ付四ヶ村集会候処、色々熟談有之候
得共、(結)決果は鳴谷山事件代言人委任スルコトニ決定シ、
二ツニは四ヶ村為後急為取替書認メ致シ、委任件々條
録認メ、凡三十五円代言委任ス、隨テ各惣代四ヶ村共
行コトニ決ス

同夜、各組伍長集会シ件々は、六人部ヨリ石工手間不
勘定ニ付宮惣代ヨリ承リ、且ハ負担砌ヲ六人部ヨリ各
(愈)宮代ニ依頼相成リ、熟談モ不定候処、然ルニ宮相代年
々壹升ツ、出米ヲ、弐升トカ又ハ壹升五合出米ヲ、一
応村人民へ依頼之砌通示可致吳様承リ候、依テ協議候
処、伍長意見は、逆モ本年柄ニ人民へ咄シ致迄モ及不
御断申吳様ト、且又各村尋問之上各村ニ於テ出米有バ、
一応集会被下度、其際は人民へ談示スルコトニテ、勘
定決十三円ヲ村割ナラバ承諾有テ可然ル也

同日、駅伝陸運ニ付、向日町津の平午前九時頃ニ出頭

相成、初今般駅伝鑑札所有候内ニ於テ、其村所有者取

締惣代壱名設ケ被下ト依頼罷被越候、依テ同夜鑑札所
有者呼寄せ、篤ト熟談之上投票シ候処、上田吉郎兵衛
多数ニ付、(撰脱カ)被挙人ト相定リ候コト

十一日 午前八時両名出席シ、午前十一時後ヨリ出京
ス、右件は鳴谷山之件ニ付、前日決定ヨリテ代言人委
任之砌ヲ研究出頭可致コト
小しま右件ニ付人民ヨリ委任状ヲ調ヘ、且又入費帳又
ハ小学校教育費元帳ヲ書入ス

十二日 午前七時ヨリ右藤林九蔵方へ惣代四名之者出
張ス、入山妨害ノ訴ヲ校ルコト、勧解ヨリ詞訟迄一切
(往)委員スルコト、入費謝金ト共ニ一切金三十円ヲ以テス
ルコト、外ニ印紙・使丁賃ハ外ニシテ定約スルコト、
午後七時頃ニ鎌田・永井帰村ス

十四日 惣代両名出席ス、墓地掃除四錢出し預り置キ
勘定スルコト

174

乙訓郡上植野村役場日誌(2)

- いで片山出勤ス、午後三時頃ヨリ今里小山氏出勤ス、
 井ノ内村林氏へ使ヲ以テ呼ニ遣スコト、四ケ村契約書
 ヲ認メ種々証拠物ヲ取調ヘ、^(上脱)植の・井ノ内兩人明日石
 作リ戸長役場へ出張スル筈ノコト、小山・鎌田兩人十
 六日上京スルコトニ決定ス、午後十二時ニ退席ス
- 十五日 日曜 午前七時頃ヨリ永井・林兩人灰方校へ
 戸長林新右衛門ニ御免会^(面)スルコト、献上スル松茸ノコ
 ト下許ニ相成リタルコトヲ、御書面ニテ林氏ヨリ下ケ
 付被下候テ退席スルコト、井ノ村林^(内脱)ヨリ右書面ヲ写取
 リ、本紙ハ今里村へ廻ス定約也
- 十八日 午前七時ヨリ永井出勤ス、同十時頃ヨリかで
 鎌田出席ス、鳴谷山絵図ヲ美濃紙三枚綴キノ三通認メ、
 式通書入ヲシテ右鎌田京都代言へ持参スルコト、中飯
 事務所ニテ
- 十九日 午前早々惣代兩名出席シ、当村養水講日ニ付
 各世話方モ出席ニ相成、午後七時頃各々退席ス
- 十六日 午前七時ヨリ惣代兩名出勤ス、印紙帳ヲ夫々
 調ヘ、同日午後当戸長役場右帳簿携ヘ出頭スルコト
 同日、小学校経費地係リ取集メ帳簿ヲ製シニ兩人行コ
 ト
- 廿一日 永井氏ハ火燒賣物為上京被致候、就テハ午前出
 席シ午後より休日ス
- 十七日 午前ヨリ永井印紙帳検査ニ付役場へ出頭ス、
 同日、小山・鎌田京行、一宿ス
- 廿一日 火燒日ニ付、席ハ永井氏ニテ、各組伍長・宮
 惣代・村惣代共午前七時頃ヨリ出席シ、献供品々製シ、
 中餅酒同席ニテス、午後四時頃ヨリ氏神へ献拝仕帰り
 末村内事務所ニテ夕飯ス

廿一日 小嶋午前六時ニ出席、湯川伊之介雇入万之介

京都ニテ弁当籠落失シ、当分署へ届ケ書ヲ認メ差出シ

候、付テハ前日火焼諸雜費ヲ予算シ帳簿シ記ス、午後

より休日ス

廿六日

廿七日

廿三日 第一項ニ^(ママ)、村内五厘積立金又ハ小学校永続積

立金且ハ旧養水金貸附、各其係リ世話方ヲ午前七時頃

ヨリ出席ニ相成、利子寄セ日ニ付、午後ヨリ新養水講
世話方モ寄リ詰、過日講決算モ同席ニテス、中飯夕飯
酒共当事務所ニテ致候コト

廿八日 午前七時ヨリ惣代兩人出勤ス、小学校教育費
地価割ヲ取認メスルコト

廿九日 日曜ニテ太神宮ノ大麻^(配)ヲ廢札スルコト、神風
講長久組ヲ結ブニテ、世話係リ外拾三名本^(日脱カ)ヨリ講会ヲ
開クコト

廿四日 午前早々ヨリ小嶋方ヘ、今里村小使か鳴谷山
件ニ付畫面ヲ以テ集会事ヲ罷越サレ候、早々鶴冠井村

ヘ當村小使ヲ右由ヲ小使ヲ差遣シ候コト

三十日 午前七時ヨリ小嶋出勤ス、右教育費ノ未納分
取立ス

十一月一日 惣代兩人出勤ス、色々取調ヘ事有、宮惣
代永井治左衛門、六人部宅ヘ集会ニ行コト

廿五日 午前七時ヨリ惣代兩人出勤ス、学校教育費ヲ
取集メ切符ヲ認メルコト、午後ヨリ小嶋君ハ今里村ヘ、
かいで鎌田氏ト同道ニテ出張ス

二日 午前七時ヨリ惣代兩人出勤ス、小学校教育費取
集メ之金ヲ取揃ヘ、午後向日町戸長役場ヘ持參スルコ

ト、永井午後五時頃ニ西京藤林九蔵手代東氏ハ出頭ス、
今里村・井ノ内村ヘ使ヲ参シ候処、小山宇三郎・林弥
三郎両君出頭ス、午後夕飯ハ事務所ニテ鳥好ヨリ仕出
しニテ、午後十時ニ退席ス